

公益財団法人日本スポーツ協会
日本スポーツグランプリ顕彰規程

(目 的)

第1条 長年にわたりスポーツを実践し、広く国民に感動や勇気を与え、顕著な功績をあげた中高年齢層の個人又はグループを顕彰することで、その功績をたたえ、生涯にわたるスポーツ実践の推進に寄与する。

(対 象)

第2条 長年にわたるスポーツ実践者で、現在も活動を継続し、当該スポーツにおいて、中高年齢層の顕著な記録や実績を挙げ、国内外において高い評価を得た下記に該当する個人又はグループ。

ただし、原則として、オリンピック競技大会、各競技別世界選手権大会等に出場経験のある者を除く。

- (1) 当該スポーツを長年にわたり実践している個人又はグループ
- (2) 当該年齢層において世界記録等を樹立した個人又はグループ
- (3) 当該スポーツにおいて顕著な実績を挙げた個人又はグループ

2. 受賞者数は、若干の個人又はグループとする。

(受賞者の決定)

第3条 加盟団体等からの候補者推薦を得て、栄典・顕彰委員会にて選考の上、本会会長が決定する。

(顕 彰)

第4条 本会会長名により顕彰する。

(変 更)

第5条 この規程は、栄典・顕彰委員会の議決により変更することができる。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、栄典・顕彰委員会において定める。

附則1

この規程は、平成18年1月11日から施行する。

附則2

1. この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附則 3

1. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則 4

1. この規程は、平成 30 年 11 月 8 日から施行する。

附則 5

1. この規程は、令和元年 12 月 9 日から施行する。

附則 6

1. この規程は、令和 6 年 12 月 11 日から施行する。